介保第 284 号 令和2年12月3日

高齢者福祉施設の管理者様

奈良県医療·介護保険局介護保険課長 (公 印 省 略)

高齢者施設における感染拡大防止対策の再徹底について

新型コロナウイルスの対応にご尽力をいただき、厚くお礼申し上げます。

社会福祉施設等における新型コロナウイルス感染症への対応については、「社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について(その2)」(令和2年4月7日付厚生労働省健康局結核感染症課ほか連名事務連絡、同年10月15日付一部改正)等において周知したところです。

現在、国内の高齢者施設等でのクラスターが多数発生しており、重症者、死亡者の発生を可能な限り食い止めるため、積極的な検査を実施するとともに、高齢者施設等に対し、施設内感染防止をあらためて徹底することとしています。

これまで、平時から感染時までのケア等の具体的な留意点や、感染対策のポイントをまとめた動画の公表、各施設における自主点検の促進等を行っているところですが、関連事務連絡・資料等について厚生労働省が整理し、あらためて示されましたのでお知らせします。

県におきましても「社会福祉施設における新型コロナウイルス感染症対策マニュアル」を 作成し、下記アドレスに掲載しておりますので、ご活用ください。

また、最近の感染状況に鑑み、特に下記の事項にご留意いただきますよう、皆様のご理解 とご協力をお願いします。

- 1. 施設内にウイルスを持ち込まないための取り組みを徹底してください。不要・不急の面会は控えるよう、ご家族等にもご理解とご協力をお願いしてください。なお、疾患の進行等個別の事情がある場合は、上記のマニュアル等を参考に感染防止策を徹底したうえで、慎重な対応をお願いします。
- 2. 職員の皆様は、体調不良があった場合、出勤しないで医療機関を適切に受診してください。施設においても職員の体調確認の徹底と体調不良があれば休みやすい環境づくりをお願いします。
- 3. 職員の皆様は、マスク着用の徹底をお願いします。入浴介助時等、マスクの着用が負担 となる場合は、マスクを外す時間を交代で最小限に抑える等の工夫をお願いします。 また、利用者の皆様に対しても、着用できる方についてはご協力を要請願います。
- 4. 利用者のケアや業務を担当する職員をできるだけ固定してください。また、**休憩室や更 衣室の利用が、他のサービス種別の職員と重ならないような工夫をお願いします。**
 - ※ 万一、感染者が発生した場合においても、普段から上記取組を徹底していた場合、 **濃厚接触者を最小限に抑える効果が期待されます。**
 - ※ 新型コロナウイルスを正しく理解し適切な感染防止策を講じていただくとともに、 以下のような取り扱いにより、<u>介護や医療の現場に加重な負担を強いることがないよ</u> **う冷静な対応をお願いします。**
 - ① 感染者が発生した地域に居住していることのみを理由として、介護サービスの提供を拒否しないこと。
 - ② 職員等の感染があった事業所や医療機関を利用したことのみを理由に、その利用期間で時間及び利用内容に関係なく、一律に介護サービスの提供を拒否しないこと。

マニュアル掲載アドレス: http://www.pref.nara.jp/54673.htm

施設整備係

TEL:0742-27-8534

介護事業係

TEL:0742-27-8532